

上田市立第六中学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日改定

I いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) いじめの定義

「いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、精神的な苦痛を感じているもの」をいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行わなければならない。

（平成18年度文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(2) 基本理念

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校にでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のために、全ての生徒を対象として、いじめの未然防止指導を行う。
- ・全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校に関わる関係者が一体となって継続的に取り組む。

(3) いじめ防止に向けた学校職員の責務

全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。そして、もしいじめを受けていると思われる生徒がいたときは、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめ防止のための取り組み

(1) 取り組み方針

すべての生徒が安心・安全に生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校をつくるために、日々の学校・学級生活の改善を行っていく。「いじめを許さず、いじめの起こりにくい学校・学級づくり」を目指して取り組んでいく。

(2) 具体的な取り組み

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに大切にしたい、すべての生徒に居場所のある学級経営を行う。（自己肯定感、自己存在感を感じられる学級づくり）
- ・生徒が人と関わることの喜びや大切さを実感し、お互いに関わりながら絆を作れる

ような、学級活動・学年活動を年度当初、学期の節目などに取り入れていく。(互いに認め合う雰囲気作り)

- ・わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫と改善を行う。
- ・授業における規律の問題(しつけ)の改善・解決と授業中の取り組み姿勢の徹底、発表の仕方、聞き方の指導を行う。
- ・職場体験などの社会体験や交流体験の機会を学年ごとに計画し、生徒が自ら気付く、学ぶ機会をつくる。
- ・黄色いリボン運動において、生徒自身がいじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、その防止、解決に向けてできることを主体的に考え、行動できる活動となるように、教師が支援、指導をしていく。
- ・全生徒対象に、生活アンケートを年間を通して計画的に実施し、被害にあっている生徒、加害の生徒について担任が面談する。被害者については、事実確認を行い、加害者への事実確認、指導を行う。加害の生徒についても、同様に対応する。
- ・7月、11月に教育相談を実施し、日常生活を中心に担任と懇談する。担任以外の教師と懇談を希望した生徒にも対応する。
- ・第一相談室の前に、悩み相談カードとポストを設置し、心の相談員が相談に応じられるような体制をつくる。
- ・前期、後期人権教育旬間を年間行事に位置付ける。生徒の人権感覚を把握するためのアンケートを実施する。また、そのアンケート結果を基にして、学年の発達段階にあわせた人権に関する学習の年間カリキュラムを作成し、推進していく。
- ・各学年における道徳教育の目標に基づいて道徳の時間の年間指導計画を作成し、各学年の発達段階に応じた資料や学習展開を工夫して授業を行う。

(3) いじめを防止するための年間指導計画

学期	月	内 容 □生徒会活動 ◎学校行事 ※アンケート ◆節目の取り組み
1 学 期	4	◆「学級・学年開き」…「違いを認め合うこと・いじめは絶対許さないこと」の意識付け □黄色いリボン宣言読み合わせ…黄色いリボン運動の活性化・いじめ撲滅にむけて意識付け。
	5	※生活アンケート ※Q-U 検査(全学年) □JRC 加盟登録式…ボランティアの精神を高揚させると共に友愛や連帯の意識付け。
	6	◎運動部の発表…勝ち負けだけでなく、部員が一つの目標に向かって切磋琢磨したことや仲間との協力し合ったことで心も体も成長したことを位置づける。文化部は飛翔祭で。 □ヒーローワーク…意識向上作戦・縦割り分散会によりいじめ等を自分達の問題としてとらえる。 ◆前期人権同和教育強化旬間…身近な差別に気づく 差別をしない、させない、許さない心の醸成。
	7	◎自然教室(1年)…係活動での活躍や助け合い・励まし合いを通して他の人の良さを認め合ったり自分の有用感を味わったりさせる。 ◎職場体験学習(2年)…働くことの意義や望ましい勤労観を育てると共に自分の将来への展望をより明るいものとさせる。 ※生活アンケート ◆教育相談

2 学 期	9	◎飛翔祭(学級合唱作り ミニ運動会) …一人ひとりの頑張りを認め合い、学級が一つにまとまる充実感の共有化をさせる。 □黄色いリボン集会 ※生活アンケート
	10	◎運動部の発表(新人戦) …新人チームとして、目標に向かって仲間と協力し合う。また、夏の大会に向けて活動の見直しと新たな目標設定をさせる。文化部は1月に。 ◎四者会議…互いの意見交換をすることで、生徒・保護者・学校・地域が互いに支え合って生活していることを気づかせ、社会の一員としての望ましい行動の動機付けとさせる。※Q-U検査(1.2学年)
	11	□ヒーローワーク ※生活アンケート ◆教育相談 ◆後期人権同和教育強化月間…一般差別を学習し社会に向けての差別を許さない心を醸成する
	12	◎三者懇談会…生徒の学校や家庭での生活の状況を情報交換したり、保護者の願いを聞いたりして生徒の実態を知ると共に今後の支援の方向をさぐる。
3 学 期	1	◆「新年の決意」…1年の初めにあたり自分の目標を持つ。より望ましい集団生活への意識づけを行う。
	2	◆「進級、卒業に向けて」…先輩・後輩に対する互いの感謝の気持ちを込めた合唱作りを学年で行うことで、互いに支え励まし合ったりする集団生活の良さを味わわせる。 ※生活アンケート
	3	◆「1年間のまとめ」…友達との関わりを振り返り、友達の良さをお互いに確認し、4月からの新しい学年への期待感を醸成する。

Ⅲ いじめの早期発見に向けた取り組み

(1) 早期発見の基本

- ①生徒の些細な変化に気付くこと。
- ②気付いた情報を確実に共有すること。
- ③情報に基づき、速やかに対応すること。

(2) 具体的な取り組み

- ・学級担任は、休み時間に可能な限り教室で過ごし、生徒との関係を作ったり、学級の生徒の様子を見ながら問題の早期発見に努めたりする。
- ・清掃や給食などの当番活動が行われているときも、学級担任だけでなく学年職員で生徒の様子をみて、生徒との対話や声がけを日常的に行うとともに、生徒同士のやり取りに目を配る。
- ・生活記録における生徒との対話を大事にし、生徒一人一人の気持ちに気付く。
- ・学年会、職員会で各学年の心配な生徒の様子を発表し、全職員で情報を共有する。
- ・養護教諭と協力し、出欠状況、けがの記録、保健室の来室記録、在室時の会話、仕草などから生徒の状況や情報を得る。

Ⅳ いじめへの早期対応

基本方針

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるという共通認識に立ち、学級担任や担当教師が一人で抱え込まず、問題解決に向けてチームで素早く丁寧に対応する。

1 いじめ問題発見時の対応（別紙1）とその配慮すべきこと

【速やかで丁寧な初期対応】

- ・いじめ問題の発生時や情報をキャッチした直後から、生徒に寄り添った丁寧な対応を行う。
- ・問題解決に向けた取組をスムーズに進めるために、初期対応に全精力を傾ける。
- ・生徒への聞き取りや保護者への説明などは、必ず2人以上で行う。

【全体像の把握】

- ・事実関係、学級や集団内の生徒がどのようなかかわりをしているか全体的な構造を的確に把握する。
- ・問題解決までの経過を時系列で記録し、共有できるようにしておく。

【指導方針の検討と確認】

- ・校長先生のリーダーシップのもと指導方針を決定し、具体的な対応の仕方まで共通理解し、チーム内で役割を決定して対応する。

【継続した見守り】

- ・いじめられた生徒へのその後の対応は当然のことながら、加害生徒、周囲の生徒や学級集団全体に対する支援・指導を継続して行う。

【保護者との連携を大切する】

- ・被害、加害生徒ともに、保護者と連絡をとっていく。その際、保護者の納得が得られるような対応となるように意見交換を行い、協力態勢をつくっていく。

2 具体的な対応

(1) いじめられた生徒への支援

①基本的姿勢（受容と共感で安心感を与える）

いじめられている生徒の気持ちに寄り添った親身な対応をする。その個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的することなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。またどんなことがあっても必ず守り通す。

②事実確認をしていく上で大切なこと

- ・学級担任を中心に、生徒が話しやすい教職員が対応する。
- ・話した勇気を認める声掛けをするとともに、悔しさ、つらさにじっくりと耳を傾け、うなずきながら聞く。
- ・気持ちが高ぶっている時には、話した内容を整理しながら伝えたり、落ち着くまで待ってから、質問したりしていく。
- ・5W1H（いつ・いつから、どこで、誰に、どんな）や、その時の気持ちを記録しておく。

③指導中における対応

- ・事実を把握したところで、今後の具体的な指導の仕方について伝え、本人の了解をとってから対応する。
- ・加害者からの謝罪を受ける場合は、被害者の生徒・保護者の意向を確認し、可能な限り優先していく。

④問題解決後の支援

- ・生徒の良さやすぐれていることを認め、励まし、自分の持っている力を学校生活で伸ばせるように具体的にアドバイスし、自信が持てるようにする。
- ・学級内の座席やグループ、係活動の分担に配慮したり、開かれた学級集団作りをすすめたりし、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支える。
- ・先生たちはみんなで見守っていることを伝えるとともに、いつでも相談できるように相談の仕方を伝えておく。
- ・生活ノートを通じた対話や、定期的な相談を行い、不安や悩みの解消に努める。

(2) いじめた生徒への指導

①基本的姿勢（受容と共感で安心感を与える）

「いじめ絶対に許されない」との認識のもと、行為に対しては毅然とした指導をおこない、いじめを完全にやめさせる。また、いじめをしてしまった動機や背景に理解を示すように努める。

②事実確認をしていく上で大切なこと

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、真実を話すように促し、事実を認めさせる。
- ・不安や不満など、背景になったことも同様に聞き取る。
- ・複数にまたがる場合には、教師が分担して同時進行で聞き取る。

③指導中における対応

- ・事実を把握したところで、今後の具体的な指導の仕方について保護者に伝え、了解をとる。
- ・「事実を憎んで人を憎まず」の精神で生徒、保護者と対応していく。

④問題解決後の支援

- ・いじめを完全にやめさせるとともに、継続して見守る。
- ・いじめは決して許されないことであることを、時間をかけて理解させる。
- ・いじめられた生徒の意向に沿って、心から謝罪できるように事前に指導をする。
- ・いじめの背景となる自分の心情や、集団内等での立場を振り返らせたりしながら、今後の行動の仕方について、一緒に考える。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- ・生活ノートや面談を通して、今まで以上に関わりを多くし、教師との信頼関係を構築する。

(3) いじめを受けた生徒の保護者への対応

①基本姿勢

「子どもを守る」という姿勢のもとで保護者と信頼関係をつくる。教師と保護者の問題に対する温度差が、問題解決を複雑化させることがあることから、意識のズレが生じないように連絡を取り合う。

②事実確認をしていく上で大切なこと

- ・保護者からの訴えがあった場合は、丁寧に聞く。事実を調べた上で、いじめがあった場合は、生徒を守ることを約束する。
- ・事実が明らかとなったところで、速やかに家庭訪問をおこない、学校で把握している事実を正確に伝える。その際、保護者の心情を十分にくみ取り、今後の学校の指導方針を説明し、了解をとる。

③指導中における対応

- ・事実発覚から解決に至るまで、指導の経過を詳細に記録すると共に、保護者にも伝える。またその際、生徒の様子の変化について、情報を提供してもらうように依頼する。
- ・いじめの全体像が分かるまで、加害者側の生徒との連絡は避けてもらうように依頼し、謝罪などの場の設定は、学校でおこなうことを伝える。
- ・謝罪＝解決ではなく、今後も経過を観察していくことを伝え、保護者と連絡を定期的にとって、生徒の様子を伝えていく。

(4) いじめた生徒の保護者への対応

①基本姿勢

学校からの指導は、保護者の理解と協力があってこそ成立することを前提とし、「いじめた生徒も守る」という姿勢のもとで保護者と信頼関係をつくる。

②事実確認をしていく上で大切なこと

- ・事実確認などで帰宅時刻が遅くなる場合は、あらかじめ保護者と連絡を取り、帰宅方法には配慮する。
- ・事実が明らかとなったところで、速やかに家庭訪問をおこない、学校で把握している事実を正確に伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- ・いじめの全体像が分かるまで、被害者側の生徒・家庭との連絡は避けてもらうように依頼し、謝罪などの場の設定は、学校でおこなうことを伝える。
- ・いじめた生徒の保護者の心情、特に怒りや情けなさ、自責の念や不安などを十分にくみ取る。攻撃的な態度や自己防衛をしても一方的に責めず、冷静に今後の学校の指導方針を説明し理解を求める。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする場合は、いじめられた相手の様子や気持ちも伝え、学校としていじめた生徒もよりよく成長させるために指導を行っていくことを伝えて、指導方針に対する了解をとる。

③指導中における対応

- ・いじめた生徒が立ち直れるようにするためには、学校だけでなく、家庭における対応も大切であることも伝え、協力してもらう。
- ・指導を行っている時も、指導の経過や本人の変容を保護者に伝え、理解と協力を得る。
- ・謝罪については、いじめられた生徒、保護者の意向と意思に沿った形で行う。また謝罪＝解決ではなく、今後も経過を観察していくことを伝え、理解を得る。

(5) 周囲の生徒への指導（学級への指導）

①基本姿勢

いじめは、学級や学年等集団全体の問題であるという認識のもと、いじめは絶対に許されない行為という強い教師の姿勢を示す。また、二度といじめで悲しい思いをする生徒を出さないようにするために、いじめを許さない集団を全員で目指していく。

②事実確認をしていく上で大切なこと

- ・いじめの事実を伝えることは、「チクリ」などというものでなく、辛い立場にある人を救う行為であり、人権と命を守る行為であることを伝える。また事実を隠すことは、その事実を認めることであり、いじめをしていることにつながることを理解させる。
- ・「観衆」や「傍観者」になってしまう生徒の気持ちや背景を理解させながら、いじめをなくすには、事実を把握していくことが必要であることを伝える。

③指導中における対応

- ・「観衆」や「傍観者」として見て見ぬ振りをした生徒も、問題の関係者として、事実を受け止めさせる。その際、いじめられた生徒の気持ちや、自分たちのとった行動をどう感じていたかを考えさせ、自分の行為を振り返らせる。
- ・観衆的に振舞った生徒には、その行為が、いじめを助長したことを理解させる。
- ・傍観者的に振舞った生徒には、見て見ぬ振りをしたことは、いじめに加わったのと同じであることに気付かせる。
- ・集団の中において、そうせざるを得なかった生徒については、その背景やそのときの気持ちを振り返りながら、そのときとるべき行動や今後とるべき行動について考えさせる。その際、背景となる事実については確実に把握する。
- ・いじめを許さない集団作りのための話し合いを行う。その中では、いじめ発生の要因となった学級の状態について振り返り、その状態を改善するための対策を決め出す。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行うとともに、学級活動、学校行事等を通して、人間関係の構築を図り、集団としてのエネルギーを＋方向に向けていく。

(6) インターネット等でのいじめの対応

①基本姿勢

インターネット端末機器の急速な技術発展と普及によって、SNS 等での誹謗中傷などの「ネット上のいじめ」の特徴を理解し、通常がいじめ問題と同様、早期発見、早期対応に向けて取り組んでいく。

②事実確認をしていく上で大切なこと

- ・被害生徒と保護者の了解を得て、以下の確認を行う。
(証拠の保全、発見までの経緯、投稿者の心当たり、他の生徒への認知状況)
- ・証拠の保全としては、書き込みがあった SNS 等をスクリーンショット等で保存す

るよう保護者に協力を要請

- ・ SNS のトラブルに関しては、一気に広がったり炎上したりするため、早期の対応が必要である。使わせない指導とともに、使い始めた場合のことも考えて、メディアリテラシー教育をしっかりと行い、ネットトラブルを未然に防ぐ努力が必要である。

③指導中における対応

- ・ 被害生徒、保護者の心情を理解して、秘密を守っていく。
- ・ 加害生徒の特定に当たっては、十分な情報を元に判断し、慎重に確認する。(事実の確認からその後の対応については、いじめた生徒への対応に順ずる)
- ・ 加害生徒が確認できた場合は、速やかに加害生徒に投稿を削除させ、人権侵害と触法行為の両面から時間をかけて指導を行っていく。
- ・ 加害生徒が特定できない場合は、保護者を主体とし、学校と連携をして管理会社等に削除依頼する。その際には、長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室、地方法務局などに相談し、助言をいただいて対応をする。

(7) 関係機関との連携

いじめの問題が発生した時は、校内のいじめ対応チームを中心に対応するが、教育委員会への報告、指導を受ける。日頃から、学校、家庭、関係機関(相談機関・警察等)との連携を図っておき、必要に応じて速やかに相談できるようにしておく。

V いじめ防止のための組織

校内におけるいじめ防止、いじめ早期発見・早期対応を組織的に行うため、校内に「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育 Co、
適応支援 Co、養護教諭、(心の教室相談員、不登校支援員、SC、SSW)

(2) 組織が担う役割とその活動

- ・ いじめの相談、通報の窓口として情報を収集する。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった場合は、緊急会議を開いてその情報の迅速な収集と記録、指導方針の検討、決定、保護者との対応を組織的に行う。

VI 重大な事態への対処

いじめ防止対策法に規定する下記のような重大な事態が発生した場合は、いじめられていた生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(児童生徒が自殺を企画した場合等)
- 2 いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑

いがあるとき。(年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に入る。)

具体的な対応

- 1 重大事態が発生した旨を、上田市教育委員会及び長野県教育委員会に速やかに報告する。
- 2 教育委員会と協議した上、この事案に対応する組織を設置する。この組織は、「いじめ不登校対策委員会」を母体として、事案の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。
- 3 上記組織は、事実関係を明確にするための調査を適切な方法により実施する。なお、その調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、教育委員会にも随時報告する。
- 4 いじめられた生徒の安心と安全の確保のために、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。その際、学校体制での見守りとスクールカウンセラー等の心のケアを継続する。
- 5 いじめた生徒への指導として、いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をするとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導を行う。

(別紙1) いじめ発見時の対応マニュアル

